

佐賀県「営繕工事における週休２日試行工事」実施要領

（目的）

第１条 将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、労働環境改善の取組の一環として『佐賀県「営繕工事における週休２日試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休２日への取組みの促進を図る。

（対象工事）

第２条 対象工事は、原則として県土整備部建築住宅課が発注する全ての営繕工事（公共住宅建設工事を含む。）とし、現場説明書に週休２日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、対象外とする。

- （１） 竣工時期や作業時間に制約がある工事
- （２） 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事等） ※災害の本復旧工事は週休２日の対象とする
- （３） その他発注者が指定する工事

なお、営繕工事以外（土木一式工事等）は、『佐賀県「週休２日試行工事」実施要領』によるものとする。

（用語の定義）

第３条 本要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１） 週休２日

- ① 完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないこととし、指示については書面で行うこととする。

(3) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

イ 発注者が作業等を要請した場合に係る期間

ロ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合に係る期間

ハ 周辺住民等からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合に係る期間

ニ その他、発注者が止むを得ないと判断する場合に係る期間

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

（週休 2 日の達成基準）

第 4 条

現場閉所（現場休息）率とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合をいい、達成状況の区分は下表のとおりとする。

達成状況の 区分	達成基準	補正 対象※	成績 評定※
完全週休 2 日 （土日）	対象期間内の全ての週（原則として、月曜日から日曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上 ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。	○	○
週休 2 日 （月単位）	対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上 ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。	○	○
週休 2 日 （通期）	対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上	－	○

※補正対象および成績評定については、各々「第 6 条」及び「第 7 条」による。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休 2 日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（週休 2 日の実施）

第 5 条 受注者は、週休 2 日の実施等について、次に掲げる方法により報告等しなければならない。

（1）受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休 2 日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出する。

(2) 計画工程表の提出

- ・受注者は、施工計画書提出時に週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）の予定日を記載した計画工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで計画工程表を作成し、監督員に提出する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を発注者と協議により決定する。
- ・工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定を記載した変更計画工程表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。なお、分離発注工事の場合は、変更計画工程表の作成にあたっては、受注者間で調整を行う。

(3) 対象工事の表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 実施報告

- ・受注者は、実施工程表（任意様式）に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出する。
- ・監督員の指示により、既存資料（作業日報、出勤簿等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(5) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所（現場休息）とした場合や、計画工程表の現場閉所（現場休息）日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

2 監督員は必要に応じて次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 監督員は、週休2日の実施に当たり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- (2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所（現場休息）の前日などに現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わない。
- (3) 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された実施工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認しなければならない。

- (4) 監督員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたって、既存の書類の活用に努めることとし、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意する。
- (5) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工事の適正な施工期間を考慮して、全体工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「計画工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

3 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」等に基づき、後工事へのしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように設備工事等の後工事の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

4 元請下請の取引の適正化

週休2日試行工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、必要に応じて所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

5 モニタリングの実施

週休2日試行工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対策を検討するとともに、工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施する。また、受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合は、その理由を把握する。

(積算方法等)

第6条

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた下表の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

現場閉所（現場休息）日の実績	補正係数
① 完全週休2日（土日）	労務費 1. 0 2 現場管理費 1. 0 1
② 週休2日（月単位）	労務費 1. 0 2
③ 週休2日（通期）	—

(2) 積算及び変更方法

「週休2日（月単位）」の達成を前提に、(1) ②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、「完全週休2日（土日）」達成の場合は、補正係数を(1) ①に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

(工事成績評定)

第7条 週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により現場閉所（現場休息）日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

現場閉所（現場休息）日の実績	週休2日（通期）	完全週休2日（土日） 週休2日（月単位）
一般監督員	工程管理（2項目）	工程管理（2項目）
主任（総括）監督員		工程管理（2項目）

(適用)

第8条 本要領は、令和7年7月30日以降に公告する工事に適用する。

附則

令和 2 年 2 月 26 日制定

令和 2 年 9 月 1 日一部改定

※分離発注により複数の工事が実施される現場に対して、全工事一斉の現場閉所を求めず、工事単位での「現場休息」の取り組みを可能とした。

令和 4 年 7 月 1 日一部改定

※対象工事の拡大

令和 5 年 3 月 16 日一部改定

※積算方法の変更（令和 5 年 7 月 1 日以降に公告する工事に適用）

令和 6 年 10 月 30 日一部改定

※4 週 6 休、4 週 7 休の補正係数を廃止

※4 週 8 休（月単位）の補正係数を追加

令和 7 年 7 月 30 日一部改定

※4 週 8 休（通期）の補正係数を廃止

※完全週休 2 日（土日）を追加

※成績評定の評価対象において、4 週 6 休（通期）及び 4 週 7 休（通期）を廃止、完全週休 2 日（土日）を追加